

- 一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三 使用人を記載した書面

四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員等及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 次条第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていくことを証する書面

六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

七 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかるわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

八 第二十九条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないもの

九 第二十九条第三項又は第五項の規定により営業を禁止され、その禁止めの期間が経過しない者

十 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等の処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十一 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であるたる者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第五条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。）において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 国土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたもの

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

二 第三条第四項の規定は建設業者が前項各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において第五条の規定による申請があつたときについて、第六条第二項の規定はその申請をする者について準用する。

(登録免許税及び許可手数料)

第十一条 国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 許可を受けようとする者であつて、次号に掲げる者及び既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者については、許可手数料

(変更等の届出)

第十二条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

二 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

三 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

四 許可に係る建設業者は、営業所に置く営業所技術者が当該営業所に置かれなくなつた場合又は第七条第二号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

五 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十四号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)
第十二条 許可に係る建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。
一 許可に係る建設業者が死亡したとき(第十七条の三第一項に規定する相続人が同項の認可の申請をしなかつたときに限る。)は、その相続人
二 法人が合併により消滅したとき(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について第十七条の二第二項の認可がされなかつたときに限る。)は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者
三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
五 許可を受けた建設業を廃止したとき(第十七条の二第一項又は第三項の認可を受けた法人除く。)は、当該許可に係る建設業者であつた個人又は当該許可に係る建設業者であつた法人の役員
六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

(提出書類の閲覧)
第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

二 第五条の許可申請書
二 第六条第一項に規定する書類(同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限る。)
三 第十一条第一項の変更届出書
四 第十一条第二項に規定する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類
五 第十一条第三項に規定する第六条第一項第三号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた旨の書面
六 前各号に掲げる書類(国土交通省令への委任)

第十四条 この節に規定するもののほか、許可の申請に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。
六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

第三節 特定建設業の許可

(許可の基準)
第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

第一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに、特定営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。ただし、施工技術(設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者と認定した者でなければならない。

ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに關し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

(下請契約の締結の制限)

第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約

二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約

(準用規定)

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)について準用する。この場合において、

第五条第五号中「第七条第二号に規定する営業所技術者」とあるのは「第十五条第二号に規定する特定営業所技術者」と、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「次条第一号及び第十五条第二号」と、第十一条第四項中「営業所技術者」とあるのは「第十五条第二号に規定する特定営業所技術者」と、「第七条第二号ハ」とあるのは「同号イ、ロ若しくはハ」と、

同条第五項中「第七条第一号若しくは第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

第四節 承継

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)
第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を行つたとき）において、譲渡を行つた場合は、当該建設業の許可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継

を行つた場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業の許可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継

を行つた場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を、譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
ロ 譲受人が当該都道府県知事の許可を受けているとき。

建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「合併消滅法人」という。）（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人（合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、合併消滅法人等（合併消滅法人、合併により消滅することとなる法人であつて合併消滅法人でないもの及び合併存続法人をいう。）が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
二 譲渡人が都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
ロ 譲受人が当該都道府県知事の許可を受けているとき。

建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「合併消滅法人」という。）（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人（合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、合併消滅法人等（合併消滅法人、合併により消滅することとなる法人であつて合併消滅法人でないもの及び合併存続法人をいう。）が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人を

受けているとき 国土交通大臣
二 合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき。
三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が当該都道府県知事の許可を受けているとき。
ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「分割被承継法人」という。）（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている

分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定建設業の許可

を受けおり、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣
三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が当該都道府県知事の許可を受けているとき。
ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「分割被承継法人」という。）（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている

分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定建設業の許可

を受けおり、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣
三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が当該都道府県知事の許可を受けているとき。
ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「分割被承継法人」という。）（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている

分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。）が次のが許可を受けたときは、当該承継するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可は、その効力を失う。第一項から第三項までの規定により譲渡人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）
二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）
三 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）
四 建設業の許可を受けている譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県

五 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、都道府県知事の許可を受けている二以上
の譲渡人等の地位を承継したとき（当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）
当該都道府県知事の許可に係る建設業
7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場
合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許
可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る許可の有
効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわ
らず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。
(相続)

第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続
人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人
の當んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において
単に「相続人」という。）が被相続人の當んでいた建設業の全部を引き続き當もうとするとき（被
相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建
設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けてい
た場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般
建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令で定めるところによ
り、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申
請して、その認可を受けなければならない。
一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣
二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれ
かに該当するときは、国土交通大臣とする。
イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はそ
の認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした建設業の許可は、その相続人
に対してもうす。
3 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続
人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定
について、それぞれ準用する。
4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承
継する。
5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継し
た相続人について準用する。

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を
締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。
(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる
事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支
払の時期及び方法

六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申
出があった場合における工期の変更、請負代金の額の算定方法に関する定め

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の算
定方法に関する定め

九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その
内容及び方法に関する定め

十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの
時期

十二 工事完成後ににおける請負代金の支払の時期及び方法

十三 工事の目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を
担保すべき責任又は当該責任の履行に關して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に關す
る定めをするときは、その内容

十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損
害金

十五 契約に関する紛争の解決方法

十六 その他国土交通省令で定める事項

1 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、
その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところによ
り、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定める
ものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、
当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(現場代理人の選任等に関する通知)

第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に關し工事現場に現場代理人を置く場合においては、當
該現場代理人の権限に關する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に對する
意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文
者に通知しなければならない。

1 注文者は、請負契約の履行に關し工事現場に監督員を置く場合においては、當該監督員の権限
に關する事項及び當該監督員の行為についての請負人の注文者に對する意見の申出の方法（第四
項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。

2 請負人は、第一項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の
注文者の承諾を得て、現場代理人に關する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情
報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。
この場合において、当該請負人は、當該書面による通知をしたものとみなす。
3 注文者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の
請負人の承諾を得て、監督員に關する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情
報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この
場合において、当該注文者は、當該書面による通知をしたものとみなす。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事を施工するためには通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができるが他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するためには通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

第十九条の四 (注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。)

(著しく短い工期の禁止)
(発注者に対する勧告等)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の三第一項又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるとときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条第一項の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するためには通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。
3 建設工事の注文者は、請負契約の方針が随意契約による場合であつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合であつては入札を行ふまでに、第十九条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 建設業者は、前項の規定による材料費等記載見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該材料費等記載見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して国土地方令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該材料費等記載見積書を交付したものとみなす。

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するためには通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるよう変更を求めてはならない。

7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るために必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 前条第三項及び第四項の規定は、前項の勧告について準用する。
(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

第二十一条 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金払をする前に、保証人を立てることを請求することができる。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証による工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。

一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人

二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者

3 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てなければならぬときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。

(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができます。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(下請負人の変更請求)
第二十三条 注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(工事監理に関する報告)
第二十三条の二 請負人は、その請け負つた建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

(請負契約とみなす場合)
第二十四条 委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

第二節 元請負人の義務

(下請負人の意見の聴取)
第二十四条の二 元請負人は、その請け負つた建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならぬ。

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に對して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に對して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第二十四条の四 元請負人は、下請負人からその請け負つた建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

2 元請負人は、前項の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定めた

められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十条の三第一項、前項又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第二十四条の六 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、第二十四条の四第二項の申出の日（同項ただし書の場合においては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならない。

2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは、第二十四条の四第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に對して、第二十四条の四第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)
第二十四条の七 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に關し、この法律の規定又は建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事實を指摘して、その是正を求めるよう努めるものとする。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事實を正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- 第三章の一 建設工事の請負契約に関する紛争の処理**
- (建設工事紛争審査会の設置)
- 第二十五条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。**
- 第二十五条の二 建設工事紛争審査会の設置**
- 2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という。)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という。)を行う権限を有する。
- 3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。
- (審査会の組織)
- 第二十五条の二 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定数は、十五人以内とする。**
- 2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。
- 3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。
- (委員の任期等)
- 第二十五条の三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- 4 委員は、非常勤とする。
- (委員の欠格条項)
- 第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。**
- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者
- (委員の解任)
- 第二十五条の五 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。**
- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当すると心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- (会議及び議決)
- 第二十五条の六 審査会の会議は、会長が招集する。**

- 2 審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。
- 4 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。
- 5 この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十五条の七 紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。**
- 第二十五条の八 都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。**
- 第二十五条の九 中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。**
- 2 特別委員の任期は、二年とする。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。
- 4 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。
- 5 この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十五条の十 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。**
- (あつせん又は調停の開始)
- 第二十五条の十一 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。**
- 1 当事者の双方又は一方から、審査会に對しあつせん又は調停の申請がなされたとき。
- 2 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基づき、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。
- (あつせん)
- 第二十五条の十二 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。**
- 2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
- 3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。
- (調停)
- 第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行ふ。**
- 2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

第二十五条の十四 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十五 審査会は、あつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十五条の十六 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関する場合は、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条の十七 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

2 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消すことができる。

4 不服を申し立てることができない。

(仲裁の開始)

第二十五条の十八 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、仲裁を行ふ。

1 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

2 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

第二十五条の十九 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人となし、仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）の規定を適用する。

第二十五条の二十 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に関する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十五条の二十一 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

第二十五条の二十二 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

第二十五条の二十三 紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 審査会は、当事者の申立てに係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、同項の行為をしないことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

第二十五条の二十四 中央審査会に対して紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十五 中央審査会は、国土交通大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、国土交通省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十六 この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に関する必要な事項は、政令で定める。

第四章 施工技術の確保

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による取組に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置)

第二十五条の二十八 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

係る部分に限る。) 及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならぬ主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。

二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に關し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務(次項において「営業所職務等」という。)を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるもののが講じられるものであること。

五 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

六 第一項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、第二十七条の十八第四項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条第五項の講習を受けたものでなければならない。

七 前項の特定営業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

八 第二十六条第五項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録)

九 第二十六条第六項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録)

十 第二十六条第七項の登録は、次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第五項の登録を受けることはできない。

十一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

十二 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

十三 法人であつて、第二十六条第五項の講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録の要件等)

十四 國土交通大臣は、第二十六条の六の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する手続は、國土交通省令で定める。

十五 一次に掲げる科目について行われるものであること。

十六 建設工事に関する法律制度

十七 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

十八 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

十九 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十 監理技術者となつた経験を有する者

二十一 学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならぬ主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

イ 第二十六条第六項の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」といふ。)が株式会社である場合には、建設業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)の第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。)にあつては、業務を執行する社員に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行う者(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

四 登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

五 講習登録申請者は、講習登録簿に次に掲げる者と同一の登録申請者(以下「登録申請者」といふ。)であること。

六 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

七 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

八 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

九 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十一 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十三 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十四 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十五 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十六 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十七 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十八 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

十九 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十一 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十三 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十四 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十五 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十六 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十七 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十八 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

二十九 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三十 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三十一 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三十二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三十三 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

三十四 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行つた講習(以下「登録講習登録年月日及び登録番号

- 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の請求
- (適合命令)
- 第二十六条の十五** 国土交通大臣は、講習が第二十六条の八第一項の規定に適合しなくなつたと認めるとときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)
- 第二十六条の十六** 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の十の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による講習を行うべきことを命ずることができ。(登録の取消し等)
- 第二十六条の十七** 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第二十六条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十六条の十一から第二十六条の十三まで、第二十六条の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正當な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 不正の手段により第二十六条第五項の登録を受けたとき。
- (帳簿の記載)
- 第二十六条の十八** 登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。(国土交通大臣による講習の実施)
- 第二十六条の十九** 国土交通大臣は、講習を行う者がいないとき、第二十六条の十三の規定による講習の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習実施機関が天災その他の事由により講習の全部又は一部を実施することができ難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 2 國土交通大臣が前項の規定により講習の全部又は一部を自ら行う場合における講習の引継ぎその他必要な事項については、国土交通省令で定める。(手数料)(報告の徴収)
- 第二十六条の二十** 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。
- 第二十六条の二十一** 国土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、登録講習実施機関に対し、その業務又は經理の状況に關し報告をさせることができる。(立入検査)
- 第二十六条の二十二** 国土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、その業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (公示)
- 第二十六条の二十三** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
- 一 第二十六条第五項の登録をしたとき。
- 二 第二十六条の十一の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十六条の十三の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の登録をしたとき。
- 五 第二十六条の十九の規定により講習の全部若しくは一部を行わないこととするとき、又は自ら行つていた講習の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- (技術検定)
- 第二十七条** 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に從事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。
- 2 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。
- 3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 5 国土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。
- 6 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
- 7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができる。
- (指定試験機関の指定)
- 第二十七条の二** 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第一次検定又は第二次検定に必要な試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 国土交通大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
- (指定の基準)
- 第二十七条の三** 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 2 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 3 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 1 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起
算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年
を経過しない者

(指定の公示等)

第二十七条の四 国土交通大臣は、第二十七条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指
定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならな
い。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しよう
とする日の一週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(役員の選任及び解任)

第二十七条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、そ
の効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)
若しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し
著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずる
(試験委員)

第二十七条の六 指定試験機関は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選
任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交
通大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。
(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において
同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法
令により公務に從事する職員とみなす。
(試験事務規程)

第二十七条の八 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に關する事項について準
用事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施
上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずること
ができる。

(事業計画等)

第二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の
開始前に(第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、そ
の指定を受けた後遅延なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよう
とするときも、同様とする。

2 國土交通機関は、毎事業年度、事業報告書及び收支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三
月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十七条の十 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で
国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。
(監督命令)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条の十一 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認める
て、指定試験機関に対して試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験
機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ
ることができる。

**第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用す
る。**

(試験事務の休廃止)

第二十七条の十三 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部
を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適
正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可を
してはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の取消し等)

第二十七条の十四 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。)
の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し
て、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
できる。

一 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七
三条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十七条の五第二項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条
の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つ
たとき。

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部
若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第二十七条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事
務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第
二十七条の二第三項の規定にかかるらず、当該試験事務の全部又は一部を行ふものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてい
る試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規
定により試験事務の廃止を許可し、又は前項若しくは第二項の規定により指定を取り消し
た場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第二十七条の十六 第一次検定若しくは第二次検定を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関）が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第二十七条の十七

指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（監理技術者資格者証の交付）

第二十七条の十八 国土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらの監理技術者資格を合わせて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

（指定資格者証交付機関）

第二十七条の十九 国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定資格者証交付機関」という。）による、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務（以下「交付等事務」という。）を行わせることができる。

前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。
国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 第五項において準用する第二十七条の十四第二項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

3 國土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

4 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四（同条第二項第一号を除く。）、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第四項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第一項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に」とあるのは

（第二十七条の十九第三項第一号に「と、同条第二項第一号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「前条第一項又は第二十七条の二十」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第二項」と読み替えるものとする。）

（事業計画等）

第二十七条の二十 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

（手数料）

第二十七条の二十一 資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関）に納めなければならない。

2 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

（手数料）

第二十七条の二十二 この章に規定するもののほか、第二十六条第五項の登録及び講習並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査等）

（国土交通省令への委任）

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

（第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査等）

（経営事項審査）

第二十七条の二十四 前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）について、第二十七条の三十一の規定及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(経営状況分析の結果の通知)

第二十七条の二十五 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

(経営規模等評価)

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(経営規模等評価の結果の通知)

第二十七条の二十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

(再審査の申立)

第二十七条の二十八 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

(総合評定値の通知)

第二十七条の二十九 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。）を通知しなければならない。

2 前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該発注者に対して、同項の建設業者に係る総合評定値（当該発注者から同項の建設業者に係る経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値の請求があつた場合にあっては、これらの数値を含む。）を通知しなければならない。ただし、第一項の規定による請求をしていない建設業者に係る当該発注者からの請求にあつては、当該建設業者に係る経営規模等評価の結果に係る数値のみを通知すれば足りる。

(手数料)

第二十七条の三十 国土交通大臣に対しても第二十七条の二十六第二項の申請又は前条第一項の請求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(登録)

第二十七条の三十一 第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が、電子計算機（入出力装置を含む。）及び経営状況分析に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならないことを

とされる建設業者（以下この項において単に「建設業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

超えていること。
二 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人であること。

二 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録経営状況分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録経営状況分析機関が経営状況分析を行う事務所の所在地

第二十七条の三十二 第二十六条の七、第二十六条の九から第二十六条の十八まで及び第二十六条の二十一から第二十六条の二十三までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(準用規定)

第二十七条の三十三 第二十六条の九第一項、第二十六条の十七第五号並びに第二十六条の二十三第一号及び第四号の二十六条の九第二項

第二十六条の十の見出し

第二十六条の十一

第二十六条の七第三号

第二十六条の九第一項、第二十六条の十七第五号並びに第二十六条の二十三第一号及び第四号の二十六条第五項

第二十六条第五項の講習

第二十六条第五項

第二十六条の八第一項

第二十六条の八第二項

第二十六条の九第二項

第二十六条第十の見出し

第二十六条第十一

第二十六条第十二（見出しを含む。）

第二十六条第十一（見出しを含む。）

第二十六条第十二（見出しを含む。）

第二十六条第十三（見出しを含む。）

第二十六条第十四（見出しを含む。）

第二十六条第十五（見出しを含む。）

第二十六条第十六（見出しを含む。）

第二十六条第十七（見出しを含む。）

第二十六条第十八（見出しを含む。）

第二十六条第十九（見出しを含む。）

第二十六条第二十（見出しを含む。）

第二十六条第二十一（見出しを含む。）

第二十六条第十二第一項

第二十六条第十三第一項

第二十六条第十四第一項

第二十六条第十五第一項

第二十六条第十六第一項

第二十六条第十七第一項

第二十六条第十八第一項

第二十六条第十九第一項

第二十六条第二十第一項

第二十六条第二十一第一項

第二十六条第二十二第一項

第二十六条第二十三第一項

第二十六条第二十四第一項

第二十六条第二十五第一項

第二十六条第二十六第一項

第二十六条第二十七第一項

第二十六条第二十八第一項

第二十六条第二十九第一項

第二十六条第三十第一項

第二十六条第三十一第一項

第二十六条第三十二第一項

第二十六条第三十三第一項

第二十六条第三十四第一項

第二十六条第三十五第一項

第二十六条第三十六第一項

第二十六条第三十七第一項

第二十六条第三十八第一項

第二十六条第三十九第一項

第二十六条第四十第一項

第二十六条第四十一第一項

第二十六条第四十二第一項

第二十六条第四十三第一項

第二十六条第四十四第一項

(届出)

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならぬ。

第三十一章

第二十七条の三十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関する報告を求めることができる。

第二十七条の三十九

2 び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならぬ。
国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確
保に関する取組の状況について、て把握するよう努めることとし、当該取組が足進むるようこの必要

な措置を講ずるものとする。

する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、建設後工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一いずれか

に該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事

の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百一十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、

第二項及び第四項を合む第三項において同一の不動産賃貸借契約に第一項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十

項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建物を二つ以上、分譲することを止める。手形をもとめば、第十四章第二節によれば、

項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。
一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を

建設業者が請負契約に關し不誠実な行為をしたとき。

建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確認法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四 夏語彙三十六字母歌
巧者しくいは第一アラビイ第二スルの二角力巧の夫實に違反せば

五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

六 建設業者が第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

二 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

三 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

四 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

五 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内に於ける営業に關し、第一項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

六 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

七 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三条第一項の許可を受けたものであるときは、当該他の都道府県知事に該当するときは、注文者に對しても、適當な措置をとるべきことを勧告（許可の取消し）。

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。
 一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者については同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなつた場合
 二 第八条第一号又は第七号から第十四号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいづれかに該当するに至つた場合
 三 第九条第一項各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第九条第一項第三号（第十七条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

四 許可を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合
 五 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合
 六 死亡した場合において第十七条の三第一項の認可をしない旨の処分があつたとき。

七 不正の手段により第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けた場合

八 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

九 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

二 國土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

二 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（許可の取消し等の場合における建設工事の措置）

第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合には当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第三項若しくは第五項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定により建設業の許可を取り消された場合にあつては当該処分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

二 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合においては、第十六条の規定は、適用しない。

三 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかるわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。

四 第一項の規定により建設工事を施工する者で建設業者であつたもの又はその一般承継人は、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業者とみなす。

五 建設工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する許可がその効力を失つたこと、若しくは処分があつたことを知つた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。

（営業の禁止）

第二十九条の四 國土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に対して第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその役員等又はその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること（当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員等になることを含む。）を禁止しなければならない。

二 國土交通大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者に對して、個人であるときは当該処分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者に對して、当該取消しに係る建設業について、五年間、新たに営業（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。

		(監督処分の公告等)
第二十九条の五	国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十八条第三項若しくは第五項、第二十九条又是第二十九条の二第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。	
3 2	国土交通省及び都道府県に、それぞれ建設業者監督処分簿を備える。	
4	国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。	
4	国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。	
	(不正事実の申告)	
3 2	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項若しくは第五項の規定による営業停止の命令を受けたときは、建設業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他国土交通省令で定める事項を登載しなければならない。	
3 2	国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。	
	(報告徴収及び立入検査)	
3 2	建設業者に第二十八条第一項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。	
2	第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができることができる。	
	(参考人の意見聴取)	
3 2	国土交通大臣は、建設業を営む全ての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、この法律の施行に必要な限度において、その業務、財産若しくは工事施工の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2	第二十六条の一一二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	
	(参考人の意見聴取)	
3 2	第二十九条の規定による許可の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるとときは、参考人の意見を聽かなければならない。	
2	前項の規定は、国土交通大臣又は都道府県知事が第二十八条第一項から第五項まで又は第二十九条の四第一項若しくは第二項の規定による処分に係る弁明の機会の付与を行う場合について準用する。	
	第六章 中央建設業審議会等	
	第三十三条 削除	
	(中央建設業審議会の設置等)	
	国土交通省に、中央建設業審議会を置く。	
	中央建設業審議会は、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び中央建設業審議会の組織	
2	前項に規定するものほか、中央建設業審議会は、国土交通省令で定めるところによりその権限に属させられた事項を処理する。	
2	国土交通大臣が任命する。	

3	建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。
	(準用規定)
3 2	第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議するために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。
2	専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
3 2	第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。
	(中央建設業審議会の会長)
3 2	第三十八条 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。
2	会長は、会務を總理する。
3 2	会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
	(政令への委任)
3 2	第三十九条 この章に規定するもののほか、中央建設業審議会の所掌事務その他中央建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。
	(都道府県建設業審議会)
2	第三十九条の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。
2	都道府県建設業審議会に關し必要な事項は、条例で定める。
	(社会資本整備審議会の調査審議等)
2	第三十九条の三 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要な事項を調査審議する。
2	社会資本整備審議会は、建設業に関する事項について関係各庁に意見を述べることができる。
	(電子計算機による処理に係る手続の特例等)
2	第三十九条の四 許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事(登録経営状況分析機関を含む)に対する手続であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「特定手続」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。同項において同じ。)の提出により行うことができる。
2	前項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定したこの法律の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この法律の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合においては、磁気ディスクへの記録をもつて書面への記載とみなす。
	(標識の掲示)
2	第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
2	中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(表示の制限)

第四十条の二 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(国土交通大臣による調査等)

第四十条の四 国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況。その他の国土交通省令で定める項目につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、中央建設業審議会に対し、第三十四条第二項に規定する基準の作成に資するよう、前項の調査の結果を報告するものとする。この場合において、国土交通大臣は、中央建設業審議会の求めがあつたときは、その内容について説明をしなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出があつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業者を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することとの他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

3 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業者を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対する損害につき、適正と認められる金額を立替払することとの他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等)

第四十二条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して同項の規定による指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業を営む者に対して同項の規定による指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材(建設工事に使用された資材をいう。以下この条において同じ。)に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等(建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。以下この条において同じ。)に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るために適當な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者(都道府県知事あつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者)に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事實があり、その事實が私的の獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。)である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業府長官にその旨を通知しなければならない。

(中小企業府長官による措置)

第四十二条の二 中小企業府長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対してその取引に関する報告をさせ、又はその職員に、元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(中小企業府長官による措置)

3 中小企業府長官は、第一項の規定による報告徵収又は立入検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事實があり、その事實が私的の獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 都道府県知事がこの法律を施行するために必要とする経費は、当該都道府県の負担とおり、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(参考人の費用請求権)

第四十四条 第三十二条の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(経過措置)

(権限の委任)

第四十四条の三 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十五条 登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員で経営状況分析の業務に従事するものが、その職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 前項に規定する者であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 第一項に規定する者が、その職務に關し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百円以下の罰金に処する。

1 第三条第一項の規定に違反して許可を受けないで建設業を営んだとき。

2 第十六条の規定に違反して下請契約を締結したとき。

3 第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の処分に違反して建設業を営んだとき。

4 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだとき。

5 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けたとき。

6 前項の罪を犯した者は、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十八条 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第二十六条の十七（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合は、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合には、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役員」）という。は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

1 第五条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

2 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

3 第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

4 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十一第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関等の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

1 第二十六条の十三（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習若しくは経営状況分析の業務の全部を廃止し、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで試験事務若しくは交付等事務の全部を廃止したとき。

2 第二十六条の十八（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

3 第二十六条の二十一（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十六条の二十二（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

1 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十六条の三第七項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき。

2 第二十六条の二の規定に違反したとき。

3 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつたとき。

4 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

5 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

7 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

1 第四十七条 一億円以下の罰金刑

2 第五十条又は前条 各本条の罰金刑

第五十四条 第二十六条の十四第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、一十万円以下の過料に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

1 第十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

2 正当な理由がなくて第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求に応じなかつた者

3 第四十条の二の規定に違反した者

4 第四十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

5 第四十三条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえ九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二十六年六月一日法律第一七八号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月八日法律第二一一号）抄
この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一項第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三一年六月二日法律第一二五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年五月二日法律第七四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年五月一六日法律第八六号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、建設業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一七日法律第一四五号）抄
この法律は、公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

3 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。不服申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「裁決等」という。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたつものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四二年六月一二日法律第三六号）抄
この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建設業法（以下「旧法」という。）の規定により登録を受けて建設業を営んでいる者（新法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。）は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないでも、引き続き当該登録（その更新を含む。）を受けている限り、旧法第二条第一項に規定する建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 前項の場合において、同項の登録を受けて建設業を営んでいる者の営む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定によりその例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により新法の許可を申請した者が新法第七条第三号及び第四号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する場合には、その者の建設業についての実績を配慮しなければならない。

8 新法第二条第四項及び第五項、第三章（第二十四条の五及び第二十四条の六を除く。）並びに第三章の二の規定（第二十五条の十三第三項の規定に係る罰則を含む。）は、附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者についても、適用する。この場合においては、その登録は、その実績を配慮しなければならない。

9 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合には、その者は、当該許可を受ける前に締結した請負契約に係る旧法第二条第一項に規定する建設工事を施工することができる。

10 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けなかつた場合において、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に對し許可をするかどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から二年を経過するまでの間に締結した請負契約があるときは、当該請負契約に係る建設工事の施工に關しては、その者につき当該処分がある日又は当該期間が経過する日において附則第五項の規定によりその例によるものとされる旧法第十五条规定による登録の抹消があつたものとみなし、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際旧法第二十五条の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

12 新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であつた間に旧法第二十八条第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告については、新法第二十八条第一項に規定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。この場合において、新法第二十八条第三項中「一年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

13 旧法第二十九条第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消しは、新法第八条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第二十九条第五号又は第六号に該当した場合における同条の規定による許可の取消しとみなす。

附 則（昭和四六年四月一日法律第三一号）抄
この法律は、昭和四六年四月一日法律第三一号）抄

14

この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる建設工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年一二月二六日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

3 この法律（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則（昭和六一年六月六日法律第六九号）

1 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十一条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なおお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月六日法律第六九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
(施行期日)

2 この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期について
(経過措置)

3 この法律の施行前に申出をした建設業者についての経営に関する事項の審査については、なおこの法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期による。

4 この法律の施行前に行つた経営に関する事項の審査及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行つた経営に関する事項の審査に関する再審査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与との手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合は、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与との手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合は、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分によるもの）を除く。又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（政令への委任）

第一十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第六三号）

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条、第十一条第一項から第四項まで及び第十三条の改正規定、第十七条の改正規定（第六条第五号）を「第六条第一項第五号」に改める部分に限る。並びに第四十六条第二号の改正規定並びに附則第四項の規定（この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める部分に限る。）、第二十条の六の次に一条を加える改正規定、第二十七条の二十三、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七の改正規定、第四十六条の改正規定（第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに第四十七条の改正規定（第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五項から第九項までの規定（この法律の公布の日から起算して一年を経過した日）

三 第二十六条の改正規定（この法律の公布の日から起算して二年を経過した日）

（許可の有効期間に関する経過措置）
1 この法律の施行前に改正前の建設業法第二条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に改正前の建設業法第二条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の建設業法第二条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

4 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る変更届出書の提出、当該改正規定の施行前に終了した営業年度に係る営業年度終了の時における書類の提出又は当該営業年度に係る書類の記載事項に変更が生じた旨の書面による届出については、改正後の建設業法第十一条第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（監理技術者資格者証及び監理技術者の選任に関する経過措置）

5 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている指定建設業監理技術者資格者証及び現に指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者は、それぞれ改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなす。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の時から同項第三号に掲げる改正規定の施行の時までの間（以下この項において「移行期間」という。）における建設業法第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「建設業法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十三号）附則第五項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなされた者又は同法による改正前の建設業法第二十七条の十八第一項に規定する指定建設業監理技術者資格者を有する者で同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者」とし、移行期間における建設業法第二十六条第五項の規定の適用について

は、同項中「指定建設業監理技術者資格者証」とあるのは、「建設業法の一部を改正する法律附則第五項の規定により監理技術者資格者証とみなされた指定建設業監理技術者資格者証又は同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証」とする。

（経営事項審査に関する経過措置）

7 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にされた改正前の建設業法第二十七条の二十三の経営事項審査の申請は、改正後の建設業法第二十三条の経営事項審査の申請とみなす。

8 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前一年以内に改正前の建設業法第二十七条の二十七第一項の規定により経営事項審査の結果の通知を受けた建設業者で改正後の建設業法第二十七条

の二十三第一項に規定する建設工事を発注者から直接請け負おうとするものは、当該改正規定の施行後一年間に限り、同項の規定にかかるわらず、同項の経営事項審査を受けることを要しない。

9

前項の経営事項審査の結果は、改正後の建設業法第二十七条の二十七第三項の規定の適用においては、同法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の結果とみなす。

(監督処分に関する経過措置)

附則第二項に規定する者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10

附則第二項に規定する者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

（施行期日）

11

この法律（附則第一項第一号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則)

(平成七年五月一二日法律第九一号)

抄

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成十一年四月一日から施行する。

(附則)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号)

抄

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成十一年七月一六日法律第八七号

抄

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成一一年七月一六日法律第一一〇一號

抄

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成十二年四月一日から施行する。

(附則)

(平成一一年七月一六日法律第一一〇一號)

抄

(施行期日)

（施行期日）

第一条

この法律は、

平成一一年七月一六日法律第一一〇一號

抄

(施行期日)

（施行期日）

第二百六十一條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に規定する手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしならない事項についてその手續がされていないものとみなして、行政不服申立てに該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に規定する手続を納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に規定する手續を納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

第二百六十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第二百六十七条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百六十八条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百六十九条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十一条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十二条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十三条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十四条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百七十五条 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際において、申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の

者の任期は、新建設業法第二十五条の三第一項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の二第三項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の会長として選任されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の七第三項の規定により準用される新建設業法第二十五条の二第二項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の特別委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新建設業法第二十五条の七第二項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日前において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から四十七まで 略

四十八 中央建設業審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から六まで 略

七 第三十一条中建設業法第二十五条の四の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二七日法律第一二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月二七日法律第一二七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一一月五日法律第一三八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一一月一三日法律第一五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の建設業法（以下この条において「新建設業法」という。）第二十六条第四項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新建設業法第二十六条の十第一項の規定による講習規程の届出についても、同様とする。

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建設業法（以下この条において「旧建設業法」という。）第二十七条の十八第四項の指定を受けた講習は、その講習を受けた講習日から起算して六月を経過する日までの間は、新建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習とみなす。

3 第二条の規定の施行前五年以内に受講した旧建設業法第二十七条の十八第四項の指定を受けた講習は、その講習を受けた講習日から起算して五年を経過する日までの間は、新建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習とみなす。

4 新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新建設業法第二十七条の三十二において準用される新建設業法第二十六条の十第一項の規定による経営状況分析規程の届出についても、同様とする。

5 第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録を受けているものとみなす。

6 第二条の規定の施行前にされた旧建設業法第二十七条の二十三第四項の規定による旧建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査（以下この条において「旧経営事項審査」という。）の申請又は旧建設業法第二十七条の二十六第一項の規定による旧建設業法第二十七条の二

二十四第一項に規定する経営状況分析（以下この条において「旧経営状況分析」という。）の申請であつて、第二条の規定の施行の際、これらの結果の通知がなされていないものについての結果の通知については、なお従前の例による。

旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関の役員又は職員であつた者に係る同項に規定する経営状況分析に関する知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者が行うべき第二条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第二条の規定の施行前にされた旧経営事項審査又は旧経営状況分析の結果（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再審査の申立てについては、なお従前の例による。

第二条の規定の施行前に旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況分析（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（处分、手続等の効力に関する経過措置）

第二条の規定の施行前に旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営事項審査において旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況分析（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によつてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一五年八月一日法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

附 則

（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月一日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第九二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条並びに附則第五条から第七条まで及び第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者に対する許可の取消しその他の監督上の处分については、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（建設業法第二十二条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第一六条第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定に限る。）の規定 平成十九年四月一日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に建設業者が請け負った建設工事については、第四条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十二条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二十五条の十一のあつせん又は調停に関し当該あつせん又は調停の目的となつている請求についての新建設業法第二十五条の十六の規定の適用については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

二 この法律の施行の際現に旧建設業法第三条第一項の許可を受けている者に対する新建設業法第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

第六条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

る書面に記載する内容について適用し、第三号施行日前に締結された建設工事の請負契約に係る書面に記載された内容については、なお従前の例による。

3 第一条のうち建設業法第十九条の三に一項を加える改正規定及び同法第十九条の五に一項を加える改正規定による改正後の同法第十九条の三第二項及び第十九条の五第二項の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に締結された建設工事の請負契約については、適用しない。

4 第一条のうち建設業法第二十条の改正規定による改正後の同法第二十条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文者に同条第一項の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第二条、第三条、第四十条関係）

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
板金工事	板金工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事上工事	板金工事上工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
水道施設工事	水道施設工事業

消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業
一 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関するものを含む。）に関する学科	一 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関するものを含む。）に関する学科
二 都市工学に関する学科	二 都市工学に関する学科
三 衛生工学に関する学科	三 衛生工学に関する学科
四 交通工学に関する学科	四 交通工学に関する学科
五 電気通信工学に関する学科	五 電気通信工学に関する学科
六 機械工学に関する学科	六 機械工学に関する学科
七 林学に関する学科	七 林学に関する学科
八 鉱山工学に関する学科	八 鉱山工学に関する学科
九 鉱山工学に関する学科	九 鉱山工学に関する学科

別表第二（第二十六条の八関係）